

「さいたま市営繕工事における週休２日促進工事实施要領」に関するＱ＆Ａ

(令和６年１０月時点)

１．週休２日について

問１－１ 促進工事を実施する背景を教えてください。

(答)

建設業は、良質な社会資本の整備を通じて市民生活に貢献するという重要な役割を担っていますが、他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっています。また、平成２９年３月に策定された「働き方改革実行計画」（働き方改革実現会議（議長：内閣総理大臣）決定）において、建設業における週休２日の推進等の休日確保の環境整備を進めていく方針が示されています。

それらの状況を踏まえ、本市の営繕工事においても、休日確保の環境整備を進めるにあたって、建設現場における週休２日の定着を目的としています。

問１－２ 土曜日・日曜日を休日（現場閉所（現場休息）日）としなければならないのでしょうか。

(答)

必ずしも、土曜日・日曜日を休日とする必要はありません。

問１－３ 祝日に現場閉所（現場休息）した場合、休日と認められるのでしょうか。

(答)

対象期間に含まれていれば、休日として認められます。

## 2. 対象期間の考え方

問2-1 工事着手日の考え方を教えてください。

(答)

工事着手日とは現場に継続的に常駐した最初の日としており、受発注者間で協議の上決定することとしています。

〔例〕現場事務所設置日、仮囲い設置日等

「さいたま市営繕工事における週休2日促進工事实施要領 2(2)」参照

問2-2 分離発注の場合、すべての工事で工事着手日をそろえる必要はありますか。

(答)

そろえる必要はありません。

契約ごとに契約工期や準備期間が異なることがあるため、契約ごとに現場に継続的に常駐する最初の日を工事着手日とします。

問2-3 現場完了日の考え方を教えてください。

(答)

現場が完了した日としており、受発注者間で協議の上決定します。

なお、現場完了後から工事完成日までの期間で工事書類等の作成をすることは考えられますが、その場合は「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」に該当すると考え対象期間外の期間とします。

問2-4 発注者側の都合で休日に工事をした場合は、休日として認められないか。

(答)

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象期間に含まないこととしています。

「さいたま市営繕工事における週休2日促進工事实施要領 2(2)」参照

問2-5 天災(豪雨、台風、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間や、工事事故等により現場が止まった場合の期間は対象期間に含まれるのか。

(答)

受注者の責によらない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として受発注者の協議により対象期間から除外する期間を決定します。

「さいたま市営繕工事における週休2日促進工事实施要領 2(2)」参照

### 3. 休日(現場閉所(現場休息)日)について

問3-1 現場閉所(現場休息)の状況を実際に現場に行って確認する必要がありますか。

(答)

現場での確認はせず、「【様式1】休日取得計画・実績報告書」と日報、月報等で現場閉所(現場休息)状況を確認します。

「さいたま市営繕工事における週休2日促進工事实施要領 5(1)」参照

問3-2 当日に急遽現場閉所(現場休息)とした場合、現場閉所(現場休息)日として認められますか。

(答)

「【様式1】休日取得計画・実績報告書」と日報、月報等で現場閉所(現場休息)状況を確認できれば、現場閉所(現場休息)日として認めます。

問3-3 現場閉所(現場休息)日は半日単位で認められますか。

(答)

認められません。現場閉所(現場休息)日は1日単位とします。

問3-4 現場閉所(現場休息)率の算出方法を教えてください。

(答)

【月単位】当該月の「休日取得日数」を当該月の「対象期間」で除したことになります。

【通 期】「休日取得日数」を「対象期間」で除したことになります。

(小数点第4位を切り捨て)

<計算例>

工 期 : 7月1日(月) から 8月31日(土) まで (62日間)

現場着手日 : 7月16日(火)

現場完了日 : 8月27日(火)

夏 季 休 暇 : 8月13日(火) から 8月15日(木) まで (3日間)

対 象 期 間 : 7月16日(火) から 8月12日(月)

および 8月16日(金) から 8月27日(火) まで (計40日間)

休 日 : 12日間 (7月 : 4日間、8月 : 8日間)

7月21日(日)、22日(月)、28日(日)、29日(月)

8月4日(日)、5日(月)、11日(日)、12日(月)

18日(日)、19日(月)、25日(日)、26日(月)

(1) 月単位の現場閉所率

$$7 \text{ 月現場閉所率} = \frac{7 \text{ 月の休日数}}{7 \text{ 月の対象期間}} = \frac{4 \text{ 日間}}{31 \text{ 日間} - 15 \text{ 日間}} = 0.25 \rightarrow 28.5\% \text{未満}$$

であるが、7月の対象期間内における暦上の土曜日・日曜日（7月20日（土）、21日（日）、27日（土）、28日（日））の日数の割合が28.5%に満たなく、土曜日・日曜日の合計日数（4日間）以上の現場閉所（現場休息）を行っているので、月単位の4週8休以上達成となる。

「さいたま市営繕工事における週休2日促進工事実施要領 2(5)」参照

$$8 \text{ 月現場閉所率} = \frac{8 \text{ 月の休日数}}{8 \text{ 月の対象期間}} = \frac{8 \text{ 日間}}{31 \text{ 日間} - 7 \text{ 日間}} \approx 0.333 \rightarrow 28.5\% \text{以上}$$

(2) 通期の現場閉所率

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{休日数}}{\text{対象期間}} = \frac{12 \text{ 日間}}{40 \text{ 日間}} = 0.3 \rightarrow 28.5\% \text{以上}$$

#### 4. 契約変更

問 4－1 促進工事において単価の補正方法を教えてください。

(答)

補正単価を使用して単価総入れ替えを行います。また、物価資料から引用した材工共の単価は、別表のとおり工種に応じた補正率を乗じてください。

問 4－2 促進工事において労務費の補正を行う場合、請負比率を乗じますか。

(答)

労務費補正による請負代金額の変更は、新たな追加の工事とは異なることから、当初請負比率を乗じることになります。

問 4－3 現場閉所（現場休息）率を算出するタイミングを教えてください。

(答)

工事の施工が概ね完了し、現場完了日までの工程においても現場閉所（現場休息）率が維持できると見込まれる場合は、工程表をもとに現場閉所（現場休息）率の算出を行えばよいと考えます。

問 4－4 見積もり単価は補正係数による労務費の補正の対象になりませんか。

(答)

「促進工事」において、見積もり単価は週休 2 日を条件として収集した見積単価を参考に設定してください。したがって、補正係数を用いた労務費の補正の対象外となります。

# 別表

## 建築工事の補正率

| 工 種                | 摘 要             | 月単位の週休 2 日 |       | 通期の週休 2 日 |       |
|--------------------|-----------------|------------|-------|-----------|-------|
|                    |                 | 新営補正率      | 改修補正率 | 新営補正率     | 改修補正率 |
| 仮設工事               | 物価資料            | 1.03       | 1.03  | 1.01      | 1.01  |
| 土工事                | 市場単価、物価資料<br>共通 | 1.02       | 1.02  | 1.01      | 1.01  |
| 地業工事               | 物価資料            | 1.02       | 1.02  | 1.01      | 1.01  |
| 鉄筋工事               | 市場単価、物価資料<br>共通 | 1.03       | 1.03  | 1.01      | 1.01  |
| コンクリート工事           | 市場単価、物価資料<br>共通 | 1.03       | 1.03  | 1.01      | 1.01  |
| 型枠工事               | 市場単価、物価資料<br>共通 | 1.03       | 1.03  | 1.01      | 1.01  |
| 鉄骨工事               | 物価資料            | 1.03       | 1.03  | 1.02      | 1.02  |
| 既製コンクリート           | 物価資料            | 1.02       | 1.02  | 1.01      | 1.01  |
| 防水工事               | 市場単価            | 1.02       | 1.09  | 1.01      | 1.08  |
| 防水工事(シーリング)        | 市場単価            | 1.03       | 1.16  | 1.01      | 1.14  |
| 防水工事               | 物価資料            | 1.02       | 1.02  | 1.01      | 1.01  |
| 石工事                | 物価資料            | 1.02       | 1.02  | 1.01      | 1.01  |
| タイル工事              | 物価資料            | 1.02       | 1.02  | 1.01      | 1.01  |
| 木工事                | 物価資料            | 1.02       | 1.02  | 1.01      | 1.01  |
| 屋根及びとい             | 物価資料            | 1.02       | 1.02  | 1.01      | 1.01  |
| 金属工事               | 市場単価            | 1.02       | 1.10  | 1.01      | 1.09  |
| 金属工事               | 物価資料            | 1.02       | 1.02  | 1.01      | 1.01  |
| 左官工事<br>(仕上塗材仕上)   | 市場単価            | 1.03       | 1.03  | 1.01      | 1.01  |
| 左官工事<br>(仕上塗材仕上以外) | 市場単価            | 1.03       | 1.17  | 1.01      | 1.16  |
| 左官工事               | 物価資料            | 1.03       | 1.03  | 1.01      | 1.01  |
| 建具(ガラス)            | 市場単価            | 1.02       | 1.11  | 1.01      | 1.10  |
| 建具(シーリング)          | 市場単価            | 1.03       | 1.18  | 1.02      | 1.16  |
| 建具                 | 物価資料            | 1.02       | 1.02  | 1.01      | 1.01  |
| 塗装工事               | 市場単価            | 1.03       | 1.17  | 1.01      | 1.15  |
| 塗装工事               | 物価資料            | 1.03       | 1.03  | 1.01      | 1.01  |
| 内外装工事              | 市場単価            | 1.03       | 1.14  | 1.01      | 1.13  |
| 内外装工事<br>(ビニル系床材)  | 市場単価            | 1.02       | 1.09  | 1.01      | 1.08  |
| 内外装工事              | 物価資料            | 1.03       | 1.03  | 1.01      | 1.01  |
| 内外装工事<br>(ビニル系床材)  | 物価資料            | 1.02       | 1.02  | 1.01      | 1.01  |
| 仕上げユニット            | 物価資料            | 1.01       | 1.01  | 1.01      | 1.01  |
| 排水工事               | 物価資料            | 1.02       | 1.02  | 1.01      | 1.01  |
| 舗装工事               | 物価資料            | 1.01       | 1.01  | 1.01      | 1.01  |
| 植栽及び屋上緑化           | 物価資料            | 1.02       | 1.02  | 1.01      | 1.01  |

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

# 別表

## 電気設備工事の補正率

| 工 種  | 摘 要                                 | 月単位の週休2日 |       | 通期の週休2日 |       |
|------|-------------------------------------|----------|-------|---------|-------|
|      |                                     | 新営補正率    | 改修補正率 | 新営補正率   | 改修補正率 |
| 配管工事 | 電線管、2種金属線び<br>及び同ボックス               | 1.03     | 1.21  | 1.01    | 1.19  |
|      | ケーブルラック                             | 1.02     | 1.17  | 1.01    | 1.15  |
|      | 位置ボックス及び<br>位置ボックス用ボンディング           | 1.03     | 1.20  | 1.01    | 1.18  |
|      | フレッドボックス                            | 1.02     | 1.15  | 1.01    | 1.13  |
|      | フレッドボックス用接地端子                       | 1.00     | 1.00  | 1.00    | 1.00  |
|      | 防火区画貫通処理<br>ケーブルラック用(壁・床)           | 1.02     | 1.16  | 1.01    | 1.14  |
|      | 防火区画貫通処理<br>金属管・丸型用                 | 1.01     | 1.06  | 1.01    | 1.05  |
|      | (電動機その他接続材工<br>事)<br>金属製可とう電線管      | 1.02     | 1.17  | 1.01    | 1.15  |
|      |                                     |          |       |         |       |
| 配線工事 | 600V 絶縁電線及び<br>600V 絶縁ケーブル          | 1.03     | 1.19  | 1.01    | 1.17  |
| 接地工事 | (接地極工事)<br>銅板式、銅覆鋼棒、<br>接地極埋設標(金属製) | 1.02     | 1.02  | 1.01    | 1.01  |

## 機械設備工事の補正率

| 工 種                 | 摘 要                               | 月単位の週休2日 |       | 通期の週休2日 |       |
|---------------------|-----------------------------------|----------|-------|---------|-------|
|                     |                                   | 新営補正率    | 改修補正率 | 新営補正率   | 改修補正率 |
| 保温工事                | 配管用、ダクト用及び<br>消音内貼                | 1.03     | 1.17  | 1.01    | 1.15  |
| ダクト設備               | 低圧ダクト、排煙ダクト及<br>び低圧チャンパー類         | 1.03     | 1.17  | 1.01    | 1.15  |
| ダクト付属品              | 既製品ボックス、制気口、<br>チャンパー等の取付手間の<br>み | 1.04     | 1.24  | 1.02    | 1.22  |
| 衛生器具設備<br>(ユニットを除く) | 取付手間のみ                            | 1.04     | 1.24  | 1.02    | 1.22  |